

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

○化学物質—汚染物質等

欧州連合(EU)、多環芳香族炭化水素類の基準値をカカオ繊維質等 5 品目の食品に設定

公表日：2015 年 10 月 28 日 情報源：欧州連合(EU)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R1933&from=EN>

欧州連合(EU)は10月28日、多環芳香族炭化水素類(PAHs)の基準値をカカオ繊維質、バナナチップ、サプリメント、乾燥ハーブ類及び乾燥香辛料類の5品目に設定する委員会規則(EU) 2015/1933を官報で公表した。

1. カカオ繊維質は、カカオ豆の外皮から生産される製品であり、カカオニブ(訳注:焙煎したカカオ豆を粉碎後に外皮や胚芽を除去したもの)から生産されるカカオ製品より高い濃度の PAHs を含有している。低カロリーで、高繊維質な食品の原材料として使用される。カカオ繊維質及びその由来製品に対し、PAHs の基準値を設定することが適当である。
2. バナナチップは、朝食シリアルや菓子類に使われるほか、軽食として喫食される。高濃度の PAHs が最近、バナナチップから見出されている。これは、ココナッツ油でバナナチップを揚げることに関連している。このため、バナナチップに対し PAHs の基準値を設定することが適当である。十分なデータがないため、第一段階として、これらの基準値は、直接喫食用のココナッツ油又は食品原材料であるココナッツ油の基準値に対応するものである。利用可能なデータを考慮し、これらの基準値を2年以内に見直すことが望ましい。
3. 植物成分を含有する又はそれらに由来する特定のサプリメントから高濃度の PAHs が見出されている。これらのサプリメントにおける高濃度の PAHs の存在は、原材料の劣悪な乾燥作業に関連している。このような高濃度の PAHs は、適切な乾燥作業により回避できる。このため、適切な乾燥作業により達成可能であり、高い水準でヒトの健康保護を確保する PAHs の基準値をこれらのサプリメント製品に設定することが適当である。
4. プロポリス、ローヤルゼリー及びスピルリナ(spirulina)(訳注:藍藻類)を含有する又はそれらに由来するサプリメントも、劣悪な作業の実施に関連した高濃度の PAHs を含有していることが判明している。適切な作業の実施により PAHs を低濃度にすることが達成可能であるため、これらの製品に対し PAHs の基準値を設定することが適当である。
5. 乾燥ハーブ類及び乾燥香辛料類からも劣悪な乾燥作業の実施に関連する高濃度の PAHs は、見出されている。このため、乾燥ハーブ類及び乾燥香辛料類に PAHs の基準値を設定することが適当である。くん製のパプリカ及びカルダモン(cardamom)(訳注:ショウガ科の多年草)に対する伝統的なくん製法及び加工法は、高濃度の PAHs をもたらす。これらの香辛料の摂取量は少ないことから、くん製の製品の販売を継続するために、これらの香辛料を PAHs の基準値の対象外にすることが適当である。

以上の経緯及び観点から、委員会規則(EU) 2015/1933に基づき委員会規則(EC) No 1881/2006の附属書を一部改正し、5品目の食品に PAHs の基準値を設定することになった。(表1)

これに伴い、カカオ豆及びその由来製品に対する PAHs の基準値の対象から、食品原材料用のカカオ繊維質及びカカオ繊維質由来製品を除外することになった。

委員会規則(EU) 2015/1933 は、官報掲載の20日後に発効し、食品原材料用のカカオ繊維質及びカカオ繊維質由来製品(委員会規則(EU) 2015/1933の発効日から適用)を除き、2016年4月1日から適用される。

(表1)5品目に新規設定された多環芳香族炭化水素類(PAHs)の基準値

	食品原料用の カカオ繊維質、 カカオ繊維質 由来製品	バナナチップ	植物及び植物 調製物を含有する サプリメント プロポリス、ローヤ ルゼリー、スピルリ ナ又はそれら調製 物を含有するサプリ メント	乾燥ハーブ類	乾燥香辛料類 (カルダモン及 びくん製とうから し類を除く)
ベンゾ[a]ピレン	3.0	2.0	10.0	10.0	10.0
ベンゾ[a]ピレン、ベンゾ[a]アントラ セン、 ベンゾ[b]フルオランテン及び クリセンの総量	15.0	20.0	50.0	50.0	50.0

単位: $\mu\text{g/kg}$

※ カカオ繊維質の主な用途

パン、ドーナツ、焼き菓子、洋菓子、和菓子等の生地表面の被覆に使用されるチョコレート類の原料等。

○関連情報 (海外)

・欧州食品安全機関(EFSA)、食品中の PAHs に関する科学的意見書(2008 年 6 月 9 日採択、114 ページ)
http://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/scientific_output/files/main_docu_1_ments/724.pdf

○関連情報 (国内)

・食品安全委員会 ファクトシート 食品中に含まれる多環芳香族炭化水素(PAHs)(2012(H24)年)
http://www.fsc.go.jp/factsheets/index.data/f05_pahs.pdf
 ・食品安全委員会 フェイスブック かつお節のEUへの輸出可能に(2015(H27)年8月31日投稿記事)
<http://www.fsc.go.jp/sonota/sns/facebook.html>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム (<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>) をご覧下さい